

軽自動車税(種別割)の減免制度のお知らせ

心身に障がいのある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免(免除)を受けられる制度があります。

※減免は一人につき1台に限ります。また、普通自動車の減免を受けている方、福祉タクシー券の交付を受けている方は軽自動車の減免は受けられません。

減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの(入院中である等、障がい者の移動のために軽自動車を利用していない場合は減免の対象となりません)。

(1) 対象となる軽自動車等

- ①心身に障がいのある方が使用する軽自動車
 - ②心身に障がいのある方のために、この方と生計を一にする方(同居家族等)が使用する軽自動車
 - ③心身に障がいのある方のために常時介護する方が使用する軽自動車
- ※普通自動車の減免手続きについては、水戸県税事務所(☎029-221-6605)へお問い合わせください。

(2) 対象となる障害等級等

- は障がいのある方本人、生計を一にする方(家族)または常時介護する方が運転する場合に対象
- は障がいのある方本人が運転する場合に限り対象

	障がいの区分		手帳の等級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
身体障害者手帳	視覚障害		●	●	●	●		
	聴覚障害			●	●			
	平衡機能障害				●			
	音声機能障害（喉頭摘出の場合に限る） （音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害）				●			
	上肢障害		●	●				
	下肢障害		●	●	●	○	○	○
	体幹機能障害		●	●	●		○	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	●	●				
		移動機能	●	●	●	●	●	●
	心臓機能障害		●		●			
	じん臓機能障害		●		●			
	呼吸器機能障害		●		●			
	ぼうこうまたは直腸機能障害		●		●			
	小腸機能障害		●		●			
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		●	●	●			
	肝臓機能障害		●	●	●			
療育手帳			判定㊤（最重度）または A（重度） ※判定が有効期限内のもの					
精神障害者 保健福祉手帳			障害等級が1級の方で、自立支援医療受給者証（精神通院）または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障がいの治療のため通院されている方 ※判定が有効期限内のもの					

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障がいがあれば、対象になります。

減免申請の手続き

(1) 申請期間 軽自動車税(種別割)納税通知書が届いた日から納期限【6月2日(月)】まで

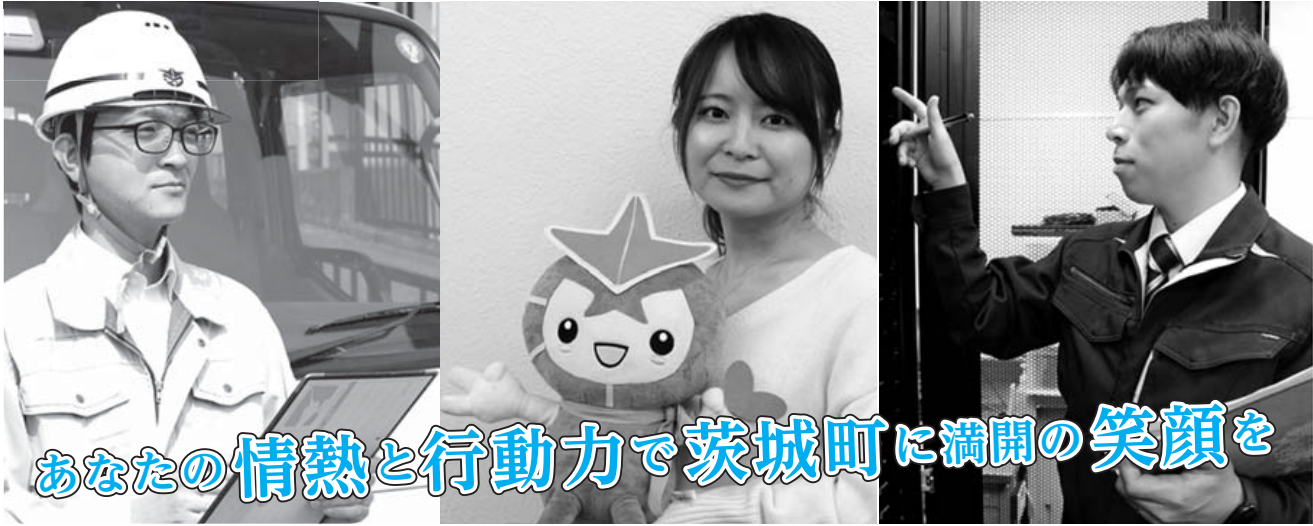
軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。また、軽自動車税が口座振替となっている方は解約が必要となります。

(2) 必要書類 次の書類を添えて税務課(1階5番窓口)へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ②軽自動車税(種別割)納税通知書(令和7年度分) ※お支払いをせずにお持ちください。
 - ③軽自動車税減免申請書(税務課窓口にあります。令和6年度減免を受けている方は、納税通知書へ同封します。)
 - ④運転する方の運転免許証(コピー可)
 - ⑤車検証(コピー可)
 - ⑥納税義務者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ※その他、障がいの程度や使用目的により添付する書類があります。詳細は、税務課までお問い合わせください。

【問合せ先】税務課 ☎029-240-7114(直通)

令和7年度 茨城町職員採用試験【前期日程】



あなたの情熱と行動力で茨城町に満開の笑顔を

令和8年4月1日採用区分

試験区分・職種	受験資格	採用予定人数
事務職	次の要件をすべて満たすこと (1) 平成2年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みである人	5名程度
事務職【ICT・デジタル】	次の要件をすべて満たすこと (1) 平成2年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みである人 (3) 次の①または②のいずれかに該当する人 ① 令和7年3月31日時点で、民間企業等に常勤職員として情報システムの開発・管理・運営に関する実務経験を通算して3年以上有している。 ② 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験において「応用情報技術者試験」以上のレベルの試験に合格している。	若干名
土木職	次の要件をすべて満たすこと (1) 平成2年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みである人 (3) 次の①、②、③のいずれかに該当する人 ① 土木に関する専門課程を履修(専攻)し、高等学校以上を卒業している。(卒業見込を含む) ② 土木施行管理技士(級は問わない)の資格を有している。 ③ 令和7年3月31日時点で、民間企業等において、土木に関する実務経験を通算して3年以上有している。	若干名
消防職	次の要件をすべて満たすこと (1) 平成13年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みである人 (3) 茨城町内に居住し得る人	若干名

※ 令和7年度茨城町職員採用試験【前期日程】に申し込みをした人は、【後期日程】に申し込むことができません。

- 試験日・試験会場 第1次試験 6月15日(日) 茨城町役場(茨城町小堤1080)
- 試験内容 職務能力試験、職場適応性検査、論文(作文)試験
- 受付期間 5月1日(木)～5月30日(金) 午後5時15分まで

試験内容の詳細等は、「試験実施案内」をご確認ください。
試験実施案内は町ホームページまたは茨城町役場総務課窓口で取得できます。
また、**本年より試験申込は「いばらき電子申請システム」で受付します。**
申込方法等は試験実施案内または町ホームページをご覧ください。



【問合せ先】総務課 人事グループ ☎029-240-7125(直通) 町ホームページはこちらから